



交通安全情報

令和6年5月22日
函館中央警察署
交通第一課
第17号

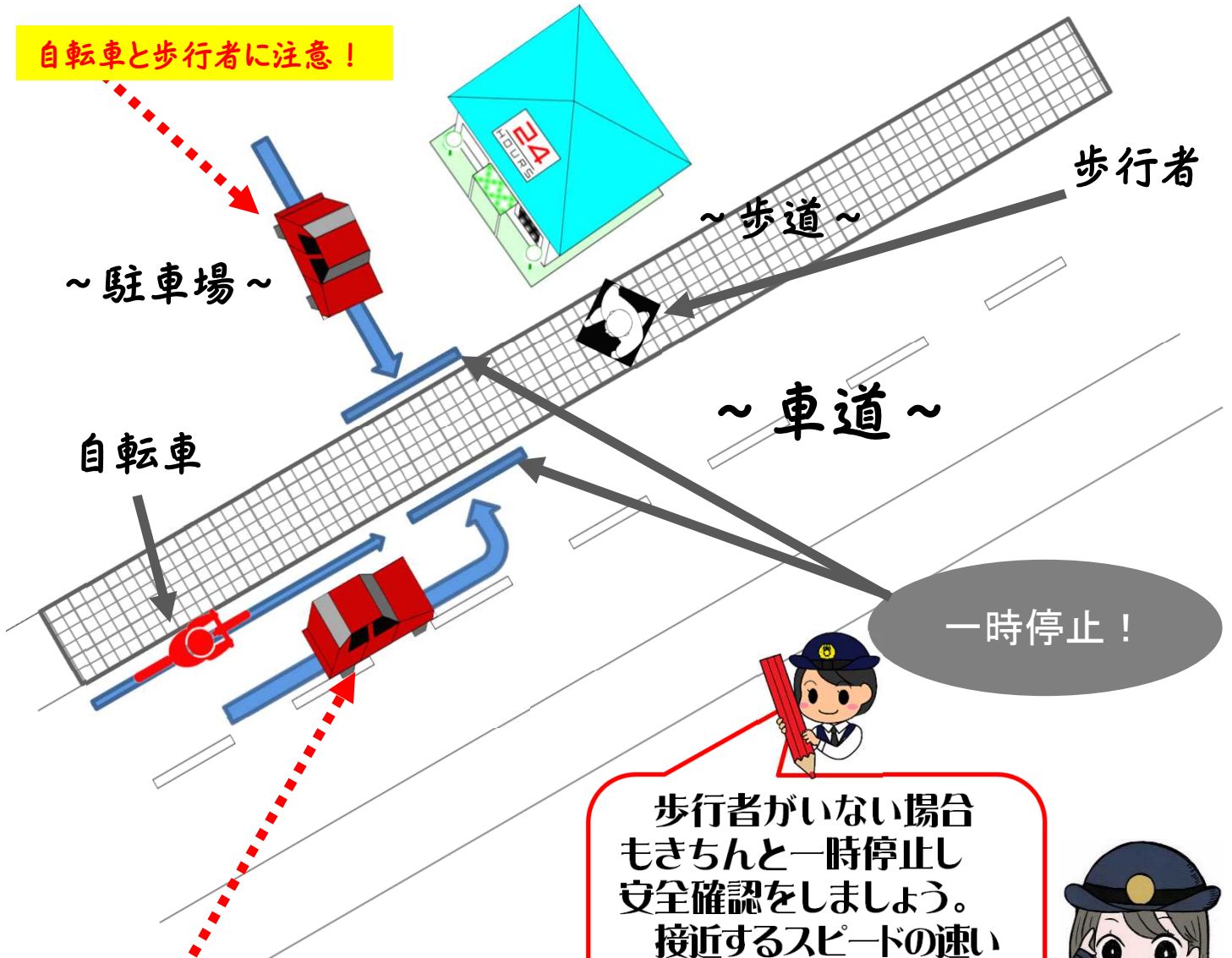


歩道を横切る際は、
必ず**一時停止**が必要です！



沿道の店舗や駐車場等に入り出すために歩道や路側帯を横切るときは、その歩道等に入る直前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。(道交法17条第2項)

自転車と歩行者に注意！



自転車と歩行者に注意！

歩行者がない場合
もきちんと一時停止し
安全確認をしましょう。
接近するスピードの速い
自転車には特に注意して
安全確認を！！

